

令和8年度さぬき市放課後児童クラブ代替放課後児童支援員募集要項

さぬき市放課後児童クラブ運営要綱第6条第3項に基づく、放課後児童クラブ代替放課後児童支援員の登録について、必要な事項を次のとおり定める。

1 職種

放課後児童クラブ代替放課後児童支援員

2 業務内容

児童支援員等の休暇取得その他の理由により、一時的な欠員が生じる場合に児童支援員等の業務を代替する。

放課後児童クラブでの児童の遊びと生活の支援など。

3 必要な資格その他要件等

資格は特に問わないが、次の資格を有するものを優先する。

- ① 保育士及び社会福祉士の資格を有している者
- ② 幼・小・中・高の教員免許を取得している者

4 登録期間

3年間（会計年度任用職員制度を参考）

更新については自動更新とする。ただし、勤務実績等によっては更新しない場合もある。更新ごとに登録証を交付する。

5 登録の取消

さぬき市放課後児童クラブの各規定及び各法令に反した場合は、登録を取り消しする。

6 勤務場所

さぬき市立放課後児童クラブ（津田、さぬき南、寒川、志度、さぬき北、長尾、造田の7箇所のうち、いずれかに勤務）

7 勤務条件

(1) 勤務日 月曜日～土曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）
のうち勤務する放課後児童クラブが指示する日

(2) 勤務時間 7時30分～18時30分のうち勤務する放課後児童クラブが指示する時間

(3) 報 償 1, 210円/時給（資格を有する場合）
1, 110円/時給（資格を有しない場合）

※資格：保育士、社会福祉士、幼・小・中・高の教員免許を取得している及び放課後児童支援員認定資格研修を修了している者

※通勤手当はありません。（他の手当もなし）

(4) 社会保険 （さぬき市委託業務等に係る災害補償に関する規程）
災害補償保険に加入します。（労働災害保険も含む。）

- | | | | |
|--------|----|----------|----|
| 【健康保険】 | なし | 【厚生年金保険】 | なし |
| 【介護保険】 | なし | 【雇用保険】 | なし |
- (5) 年次休暇 　　　　　なし
- (6) その他 　期末手当 　なし

8 応募方法

(1) 提出書類

- 「さぬき市放課後児童クラブ代替放課後支援員申込書兼履歴書」
(子育て支援課専用C)【様式1】

※「さぬき市放課後児童クラブ代替放課後児童支援員申込書兼履歴書」
(必ず、子育て支援課専用C様式を使用してください。)は、子育て支援課の窓口で受け取っていただくか、市ホームページからダウンロードし、A3サイズに拡大したものを使用して提出する。

- 保育士及び社会福祉士、小・中・高等学校の教員免許の資格証の写し

- (2) 提出方法 子育て支援課へ提出する。(郵送受付可)
- (3) 募集期間 随時
- (4) 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時まで(土日祝日を除く)

9 選考方法及び合否通知

提出書類の審査及び面談(担当課長及び担当者)を行う。

- (1) 面談日時及び面談場所は、応募者と協議のうえ、決定する。

※応募書類提出時に面談を希望する場合は、事前に下記まで御連絡ください。

- (2) 合否通知 後日通知する。合格者には、登録証を発行する。

10 申し込むことができない人

次のいずれかに該当する人は、申し込むことができません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) さぬき市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

11 申込先

さぬき市役所寒川庁舎 2階 子育て支援課
さぬき市寒川町石田東甲935番地1

12 問合せ先電話番号

子育て支援課 0879-26-9905 放課後児童クラブ担当